

応急手当協力事業所表示制度実施要綱

平成21年8月17日
消防局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（AED）を設置し、かつ応急手当に関する講習を修了した従業員等が勤務している事業所（以下「応急手当協力事業所」という。）に、その旨を表すステッカー等を交付・表示することにより、市民等に広く周知し救命効果の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この要綱において、応急手当協力事業所表示制度の名称を「杜の都ハートエイド」とする。

(制度の内容)

第3条 消防局長は、本市内に存する事業所のうち、次に掲げる要件に該当するものに対して、応急手当協力事業所の証（以下「協力証」という。）及びステッカーを交付するものとする。

- (1) 自動体外式除細動器（AED）が設置されていること。
- (2) 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年10月1日消防局長決裁）に規定する普通救命講習、上級救命講習又は応急手当普及員講習の修了者が勤務していること。
- (3) 事業所の近隣で発生した傷病者への応急手当に協力する意思があること。
- (4) 重大な消防法令違反がないこと。

(交付の申出)

第4条 前条に規定する協力証及びステッカーの交付を受けようとする事業所は、杜の都ハートエイド申出書（別記様式第1）により、消防局長に申請するものとする。

(交付に係る事務)

第5条 第3条に規定する協力証及びステッカーは、別記様式第2及び別記様式第3によるものとする。

- 2 消防局長は、応急手当協力事業所に対し、交付したステッカーを市民が認識しやすい場所に掲示するよう協力を求めるものとする。
- 3 協力証及びステッカーを交付した場合は、協力証交付簿（別記様式第4）に記録するものとする。

(変更の報告)

第6条 応急手当協力事業所は、杜の都ハートエイド申出書に記載した事項に変更があった場合は、消防局長へ報告するものとする。

2 消防局長は、前項の報告があった場合は、協力証交付簿の記載内容を修正するものとする。

(協力証等の撤去等)

第7条 応急手当協力事業所は、第3条各号に掲げる要件に該当しなくなった場合は、消防局長にその旨を連絡するものとする。

2 消防局長は、前項の連絡を受けた場合は、当該事業所に対し、交付した協力証及びステッカーの撤去及び返却を求めるものとする。

(事業所への指導等)

第8条 消防局長は、応急手当協力事業所に対し、講習の定期的な受講等の応急手当に関する知識・技術の保持に努めるよう指導するものとする。

(応急手当協力事業所の公表)

第9条 消防局長は、市民等に広く周知し救命効果の向上を図るため、応急手当協力事業所の事業所名及び所在地を公表するものとする。

(実施細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、杜の都ハートエイドの実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年9月9日から実施する。

別記様式第1

杜の都ハートエイド申出書

平成 年 月 日

仙台市消防局長 あて

申出者
(代表者)

住 所

氏 名

当所は、杜の都ハートエイドの趣旨に賛同しますので、応急手当協力事業所実施要綱第4条の規定に基づき、応急手当協力事業所の証及びステッカーの交付について申請します。

記

事 業 所 名				
所 在 地				
A E D 設 置	場 所			
	メー カー			
	型 番			台 数 :
當 業 時 間 公 開 時 間	時 分 ~ 時 分			
ス テ ッ カ オ の 掲 示 場 所 (予 定)				
救 命 講 習 等 受 講 修 了 者 数	普 通 救 命 講 習		上 級 救 命 講 習	応 急 手 当 普 及 員 講 習
	名		名	名
担 当 者 連絡先	担 当 :		電 話 番 号 :	
	メ ール ア ド レ ス :			
備 考				



杜の都ハートエイド

交付番号 _____

応急手当協力事業所の証

貴所は、市民等に対する応急手當に協力的な事業所であることを証します。

記

事業所名

所在地

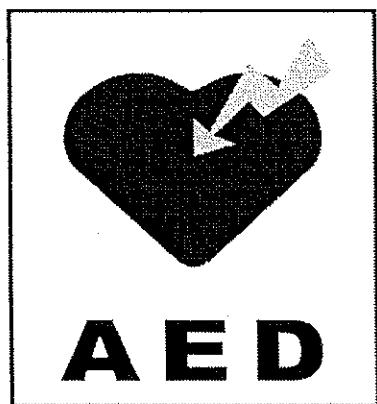
AED設置場所

応急手当講習
修了者数

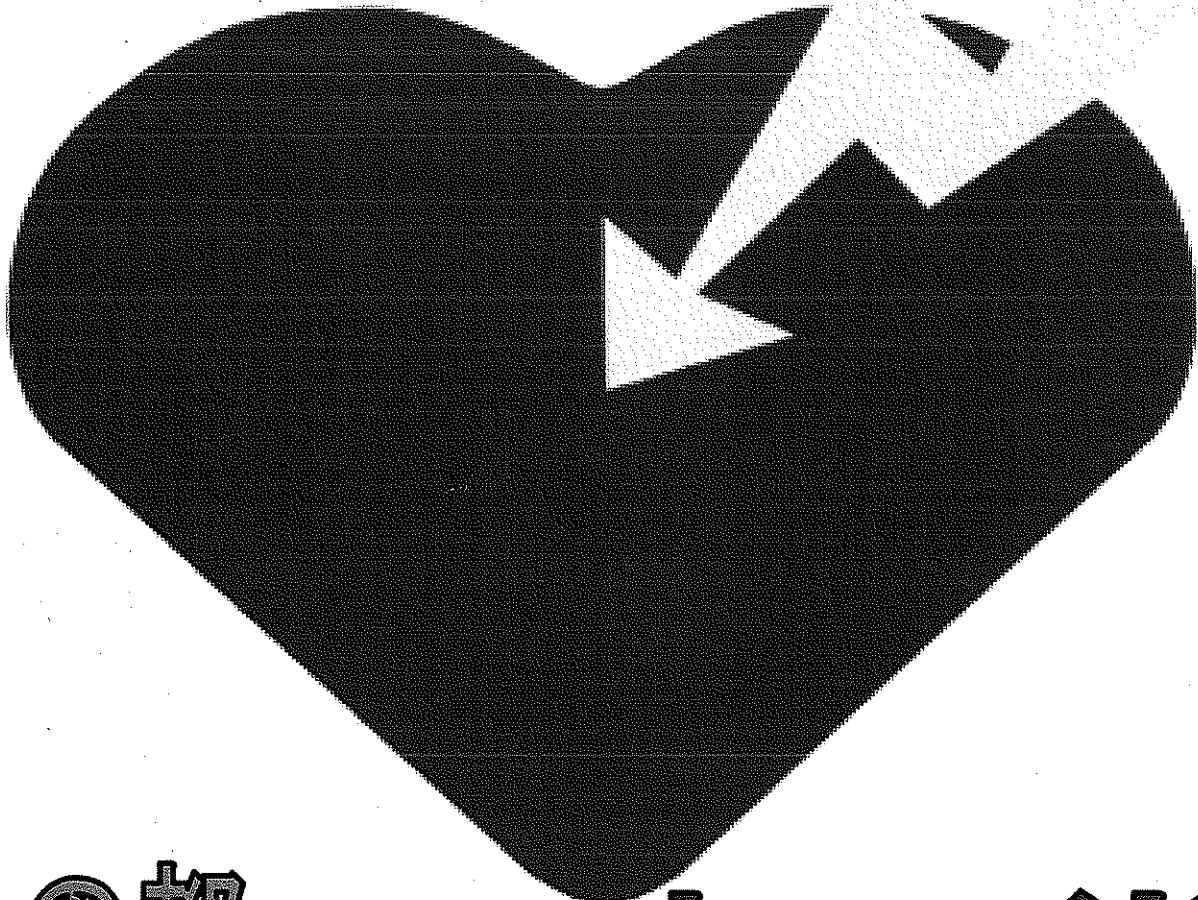
名

平成 年 月 日

仙台市消防局長



AED



杜の都ハートエイド

[応急手当協力事業所]

- ・この施設にはAEDが設置されています。
- ・緊急時には、声をかけてください。

施設名

仙台市消防局

別記様式第4

急患手当協力事業所の登録交付